

右及申(通)報候也

〇十八日前経營者望月直次郎長男慎吾ノ教鞭ヲ執リツ、アル
 神奈川県鎌川崎市宮前小學校小使室ニ今人ノ人格ヲ詭謗セル
 事ヒラレ約五十枚ヲ投入逃走セルモノアリ
 〇十八日府下渋谷町所在實踐女學校英文化三年生望月千恵子
 ヲ中傷セルヒララ今枚ニ投入逃走セルモノアリ
 尚十四日争議団員等麓坂ノ際畚物ヲ毀棄シ居ルヲ以テ畚物毀
 棄罪被疑者トシテ左記九名ヲ蒲田署ニ於テ檢舉取調中
 栗士島田金太郎 井士銀利八郎 林 悟一
 〇 林 稔 〇 楠 高明 〇 成宮正重
 〇 澤田道之丞 〇 桂 詩郎 〇 太田力松
 〇 丸 次善三 唯方鐘江政太郎 表方菅原傳一郎

要 求 書

- 一 島田金太郎の職首即時取消也
 - 二 銀の較賃讓渡口次の各項に依る事
 - 三 仙石森八の引継及村
 - 四 従業員の雇上りの引継及村
 - 五 昭和五年下半期に於ける減給を復活する事
 - 六 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 七 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 八 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 九 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十一 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十二 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十三 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十四 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十五 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十六 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十七 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十八 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 十九 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
 - 二十 昭和五年以後雇入此方より従業員は之に準ず
- 昭和七年七月十四日
 右 昭和七年七月十四日